

多様なニーズに対応した保育の充実② (病児保育・延長保育・一時預かり等)

2.(2) 多様なニーズに対応した保育の充実②（病児保育・延長保育・一時預かり等）

現状・課題等

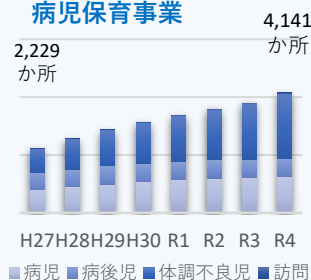
○働き方やライフスタイルが多様化する中において、子育て家庭における様々な保育ニーズに合わせたこどもの育ちの支援が求められており、病児保育、延長保育、一時預かりなど、多様な保育ニーズに対応した保育の提供体制の確保・充実を図る必要がある

【病児保育事業】

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育
- こども未来戦略（加速化プラン）に基づき基本単価を大幅に引き上げるとともに、キャンセル対応加算を本格実施【R6～】

【病児保育施設数：4,141か所／延べ利用児童数：968,448人（令和4年度）】

病児保育事業



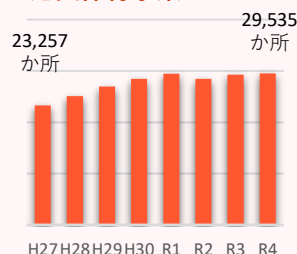
【延長保育事業】

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日や利用時間帯以外の日・時間において、保育所等で引き続き保育を実施
- 補助要件の引下げや補助基準額の引上げを実施【R6～】

【延長保育実施か所数：29,535か所／実利用児童数：915,022人（令和4年度）】

※夜間保育所における22時以降の延長保育も含む。

延長保育事業

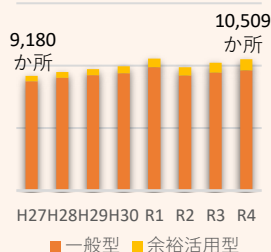


【一時預かり事業】

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かる

【一時預かり実施か所数：10,509か所／延べ利用児童数：3,511,779人（令和4年度）】

一時預かり事業



令和7年度以降の対応等

取組の方向性

働き方改革や加速化プランにおける「共働き・共育での推進」の取組等も踏まえながら、多様なニーズに対応した各地域における保育の提供体制を確保



✓対応のポイント

- 多様なニーズに対応した保育の提供体制を確保

【病児保育事業】

- 安定的な運営の確保を図るとともに、広域連携やICTの活用等を推進し、各地域におけるニーズに対応した体制整備を進める

【延長保育事業】

- 保育所等の職員配置基準の改善等も踏まえた体制の充実を進める

【一時預かり事業】

- こども誰でも通園制度との役割分担と連携を図りながら、各地域での事業の実施を推進する

【参考】共働き・共育での推進

（こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の事項）

○育児期を通じた柔軟な働き方の推進

- ・子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現
- ・時短勤務時の新たな給付 等



- 保育所等において、多様なニーズに対応した支援の充実を図る【病児保育事業の延べ利用児童数の増加（令和8年度）】

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算額 2,138億円の内数（2,074億円の内数） ※()内は前年度当初予算額

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当（1,146億円）

事業の目的

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

事業の内容

（1）病児対応型・病後児対応型

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業。

（2）体調不良児対応型

保育中の体調不良児について、一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施する事業。

（3）非施設型（訪問型）

地域の病児・病後児について、看護師等が保護者の**自宅へ訪問**し、一時的に保育する事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

【補助率】：国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

【令和7年度補助単価（病児対応型1か所当たり年額）】

基本分単価：8,808,000円

加算分単価：1,130,000円 ～ 40,800,000円

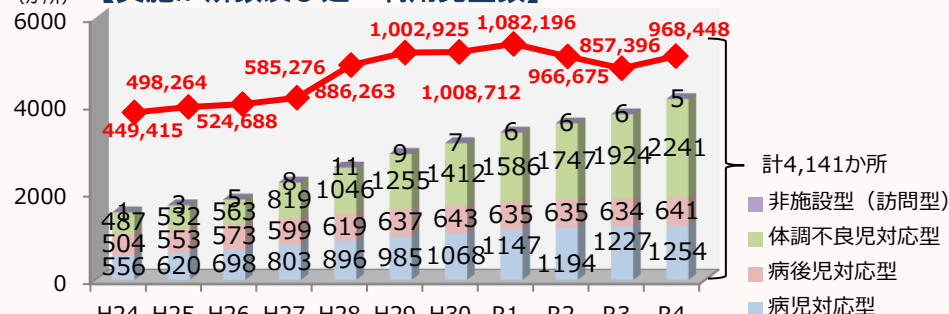
当日キャンセル対応加算：247,900円～1,005,000円

【拡充】「感染症対応加算」1,300,000円（1施設あたり）

病児保育事業について、種類の異なる感染症に罹患した児童を複数預かる場合において、保育士等の加配をおこなう。

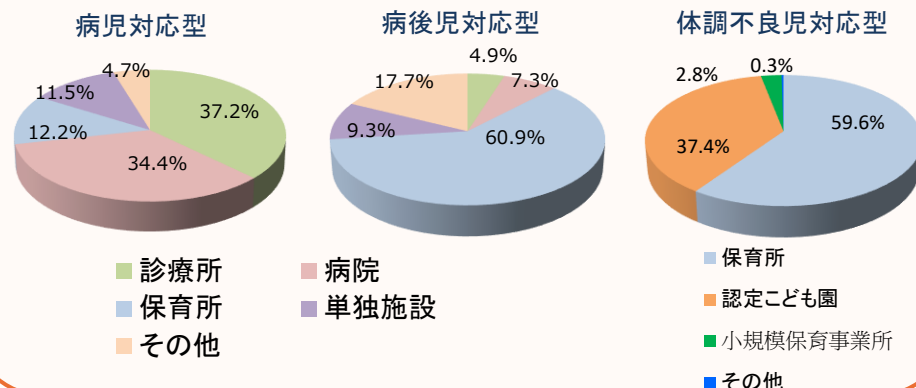


【実施か所数及び延べ利用児童数】



※平成27年度までの延べ利用児童数は、「病児対応型」及び「病後児対応型」の合計
 ※平成28年度からの延べ利用児童数は、「病児対応型」、「病後児対応型」、「体調不良児対応型」の合計
 ※令和2年度においては、「病児対応型」、「病後児対応型」は、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案して想定される各月の延べ利用児童数をもって当該月の延べ利用児童数とみなして差し支えないこととしている。
 （前年同月の延べ利用児童数を上限）

【実施場所】



<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度予算額 2,138億円の内数(2,074億円の内数) ※ () 内は前年度当初予算額

※延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主拠出金を充当(1,146億円)

事業の目的

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施することで、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

(1) 一般型

標準時間認定：11時間の開所時間を超えて保育を実施する事業

短時間認定：各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間を超えて保育を実施する事業

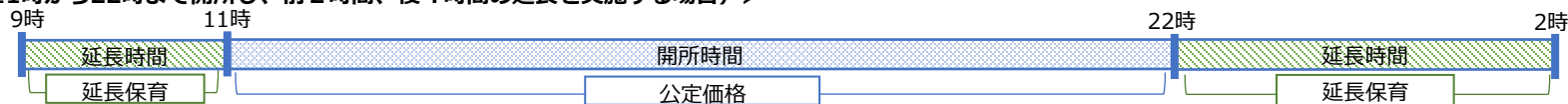
(2) 訪問型(平成27年度創設)

居宅訪問型保育事業を利用する児童で利用時間を超えて保育を実施する事業

<一般的な保育所等(7時から18時まで開所し、後4時間の延長を実施する場合)【標準時間】>



<夜間保育所(11時から22時まで開所し、前2時間、後4時間の延長を実施する場合)>



「見直し内容」

- 延長保育事業を実施する職員の配置基準について、認可保育所における配置基準と同様となるよう引き上げることとし、そのために必要な補助基準額の加算により補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村(特別区含む。)

【補助率】国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

【令和7年度補助基準額】※括弧は夜間保育所(夜間延長分に限る)の補助基準額

① 保育短時間認定(保育所：在籍児童1人当たり年額)

1時間延長：21,200円

2時間延長：42,400円

3時間延長：63,600円

② 保育標準時間認定(保育所：1事業所当たり年額)

30分延長：600,000円

1時間延長：1,760,000円(1,988,000円)

2～3時間延長：2,761,000円(2,989,000円)

4～5時間延長：5,804,000円(5,918,000円)

6時間以上延長：6,835,000円

○ 配置基準改善加算(保育所：1事業所当たり年額)※平均対象児童数が21人以上の施設のみ

30分延長：150,000円

4～5時間延長：1,350,000円

1時間延長：300,000円

6時間以上延長：1,950,000円

2～3時間延長：750,000円

【実績】

<実施か所数>

令和2年度：28,425か所(公立6,690か所、私立21,735か所)

令和3年度：29,277か所(公立6,575か所、私立22,702か所)

令和4年度：29,535か所(公立6,427か所、私立23,108か所)

<年間実利用児童数>

令和2年度：897,348人(公立210,426人、私立686,922人)

令和3年度：893,990人(公立201,262人、私立692,728人)

令和4年度：915,022人(公立195,215人、私立719,807人)

※ 公立施設については、平成17年度に一般財源化

※ こども家庭庁保育政策課調べ

＜子ども・子育て支援交付金＞ 令和7年度予算額 2,138億円の内数（2,074億円の内数）

※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かり、安心して子育てができる環境を整備する。

事業の概要

- 一般型**：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
- 余裕活用型**（平成26年度創設）：保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業。
- 幼稚園型Ⅰ**（平成27年度創設）：幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に預かり必要な保護を行う事業。
- 幼稚園型Ⅱ**（平成30年度創設）：幼稚園において、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。
- 居宅訪問型**（平成27年度創設）：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、乳幼児の居宅において一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む。）

※一般型（うち、緊急一時預かり）、幼稚園型Ⅱについては、保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択を受けている市区町村に限る

【補助率】国1／3（都道府県1／3、市町村1／3）

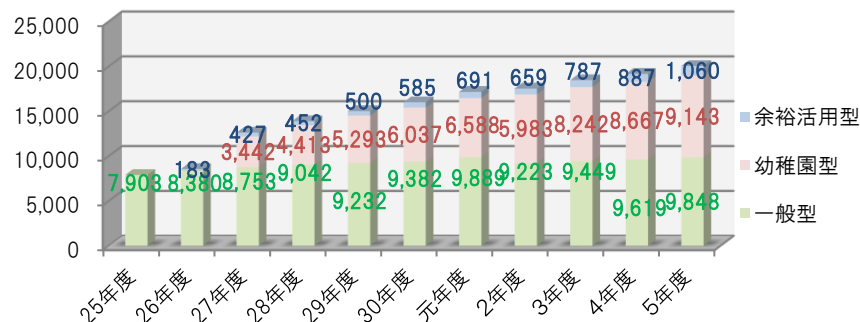
【令和7年度補助基準額】（一般型基本分）：1か所あたり年額 1,473千円（※）～51,272千円

（※）基本単価のベースアップを行うとともに、年間延べ利用児童数300人未満の基準額について、細分化を行う

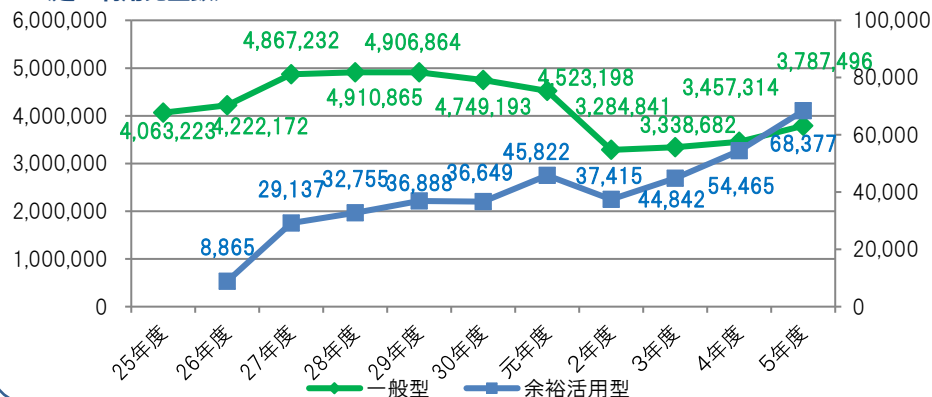
【R7拡充事項】幼稚園型Ⅰについて、職員配置基準の改善等を踏まえた単価の引上げを行う

【実績】

＜実施か所数＞



＜延べ利用児童数＞



夜間保育の概要

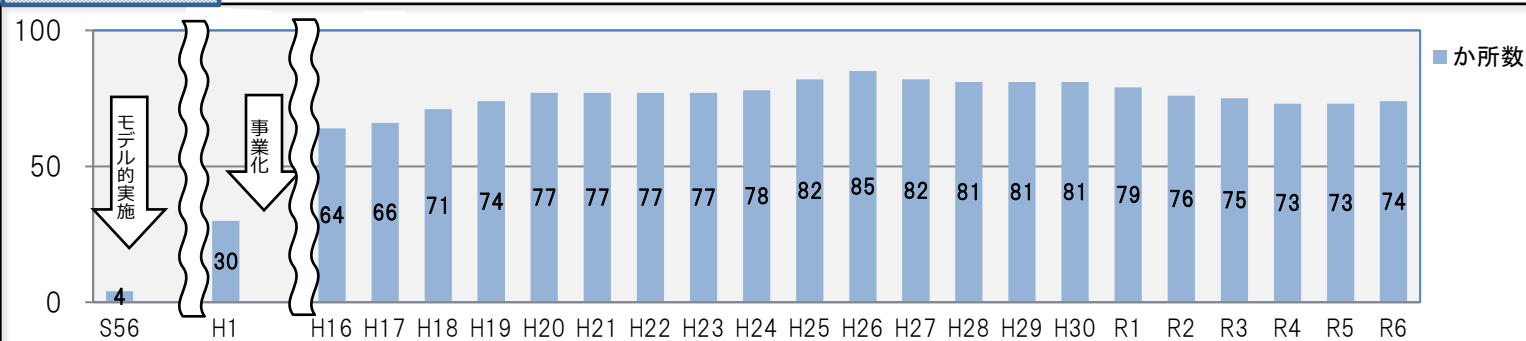
事業の目的・内容

保護者の就労形態の多様化に鑑み、保育を必要とする子どもを対象に、午前11時頃から午後10時頃までの概ね11時間開所する保育所等に対し、「子どものための教育・保育給付交付金」（「夜間保育加算」を含む）として給付する。
※上記の前後の時間については、延長保育事業にて対応。

実施主体及び実施要件

実施主体	「夜間保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知）」により設置認可された施設、又は加算要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する認定こども園（保育所型認定こども園を除く）、事業所。
定員	20人以上
職員	・保育士等については、児童福祉施設設備運営基準等に定めるところにより所定の数配置すること。 ・施設長は、保育士（認定こども園（保育所型認定こども園を除く）にあつては、幼稚園教諭又は保育士）の資格を有し、直接こどもの保育に従事することができるものを配置するよう努めること。
設備等	・仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えていること。 ・夜間保育所単独設置可。 ・昼間保育所等に併設する場合には、管理部門等について運営に支障が生じない範囲内で共用も可能。

実施か所数



※令和5年実施か所数73か所のうち、24時間開所している保育所等は10か所

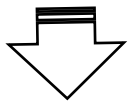
予算額等

H26

- ・保育所運営費
(約4,581億円)
- ・夜間保育推進事業
(約2億円)

H27

子どものための
教育・保育給付費
負担金
(約5,959億円の内数)



R7予算

子どものための
教育・保育給付
交付金
(約18,002億円の内数)